

ミニサーキットヨコハマ不当解雇争議 支援のお願い

ミニサーキットヨコハマとは

アメリカのミニサーキット社（高周波電子部品総合メーカー）の製品を輸入・販売する正規専門代理店。

これまでの経緯

同族経営の労務管理
は無茶苦茶！

2022年5月に「ミニサーキットヨコハマ株式会社」に採用された原組合員は、文系大学出身であることを承知で、営業技術職へ配属されました。ところが入社してわずか半年後の同年12月に「技術知識が足りない」などの理不尽な理由によって販売課へ異動され、法外な賃金カット（8万円、13万円/月）が行われました。

さらに2023年8月には社長の娘である役員と、その夫の人事部長から突然、合理的な理由もなく異動先での営業職務からも離れることを指示されました。

2024年に入ってから不当な退勤命令や出勤停止命令を立て続けに出し、解雇もちらつかせてH組合員を追い詰め、ついに2024年12月3日付で解雇通知が出されました。原組合員は2025年4月8日、不当解雇の撤回を求めて提訴しました。



不当な解雇を

許さない！



原組合員から皆様へ

12月3日全労連・東京地評争議支援総行動に参加しました。これまでミニサーキットヨコハマ経営陣がやってきた、組合員へのメール文章変換ミス等の些細な事での懲戒、解雇と嫌がらせ。社員10人程度で2件の裁判を抱えて、高額な弁護士費用を払っている事等は前近代的で異常だと訴える事が出来ました。

【原労務調査によると】

セクハラ・パワハラ対策に取り組んでいない勤務先	60%以上
労働者がセクハラ・パワハラを受けていることを認識した際の助成金の対応に何もなかった	セクハラ 60%以上 パワハラ 50%以上
ハラスメントを受けた後の行動として相談窓口への相談	社内外合わせても 10%未満
何もせずに泣き寝入りした	セクハラ 50%以上 他のハラスメント 35%以上
パワハラでは15%以上が退職に追い込まれている	

ハラスメントを受けずに 生き生きと働く権利を実現したい！

原組合員への嫌がらせの数々

- 読書レポートの強要
- この会社に残りたいなら言うことを聞け、と不当に支配しようとする役員
- 業務命令権を振りかざしてやりたい放題。三単現のSの付け忘れも懲戒事由に！？
- ミスをしたら即、懲戒処分の異常さ
- 懲戒処分が複数回出されたら、懲戒処分が出たことをもって二重に処分を受ける負のループ
- 事務所内の他の社員が見ている前で、会社役員らが大声を出して原組合員を根拠なく批判し、個人攻撃を繰り返す などなど

労働者が安心して働ける職場をつくる義務はどこへやら？



ビラ配布行動

原組合員や私たち労働組合は不当解雇の撤回、健全な職場環境や労使関係の構築を目指して団体交渉申入れやビラ配布行動などの組合活動を行っていますが、会社側は「建造物侵入罪」や「威力業務妨害」のような言葉を用いて、提訴の可能性までちらつかせ、私たち労働組合に対して圧力をかけようとしています。

労働者や労働組合は、社会に訴えることを通して

社前行動

団体交渉

さまざまな権利を獲得してきました。労働者や労働組合が本来有している、憲法で認められた権利の行使に対する、会社側からの抗議や警告に屈するわけにはいきません。

1日も早いこの労使争争の全面解決を求めて、原組合員と私たち労働組合は闘います。

何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

抗議先

ミニサーキットヨコハマ株式会社

東京都世田谷区奥沢5-27-5魚菜ビル505

代表取締役 下平三弘

TEL 03-5731-9511/FAX 03-5731-9522

はじめました！



全労連・全国一般労働組合神奈川地方本部

ミニサーキットヨコハマ支援対策グループ

〒221-0841 神奈川県横浜市神奈川区松本町1-3-32

TEL 045-314-4021/FAX 045-314-9091



ミニサーキットヨコハマ相関図

関連会社

●Mini-Circuits
本社はUSA Brooklyn New York
非上場だが、世界的な高周波電子部品メーカー

●Mini-Circuits Japan
(日本法人子会社)
日本、台湾、韓国代理店のサポート業務担当
住所：神奈川県横浜市港北区新横浜3-6-12
日産第12ビル6階
従業員：2名 (Thomas, Kit)

株式会社リビングコミュニティ

●ミニサーキットヨコハマ株式会社が入居するビル「魚菜ビル」の管理代行をしている。
●この会社から2025年10月7日付で「当ビル集合ポストの無断チラシ投函について」との文書が組合事務所に届いた。組合は、労働組合活動への思いや、憲法で認められた権利の行使、活動の趣旨についてお伝えしたいと、面談を申し入れている。

顧客 (日本エリアのみがテリトリー)

- ・国内研究機関
- ・大学研究室
- ・携帯電話キャリア
- ・無線機メーカー
- ・電子機器計測器メーカー
- ・映像放送機器メーカー等

公共機関への販売は多いが、入札の参加はない。大口の顧客は少なく、幅広く販売をしている。

KAI法律事務所



- ・いわゆる「ブラック企業」?健全な労使関係を構築するのを阻む存在
- ・公式サイトには、「企業側専門 労務問題に悩むならKAI法律事務所へご相談」とアピールし、「困った社員対応」「団体交渉、労働組合対策」などさまざまなメニューが紹介されている
- ・団体交渉には3人の弁護士が出席し、まともな交渉にならない
- ・提出される使用者側文書は無理な主張が繰り返されるばかり。無意味に長い
- ・裁判においても、200ページ以上の膨大な答弁書と500ページ以上の証拠が提出されている

代理人を依頼

争議をめぐる状況・情勢、課題等

- ・職場の仲間どう団結を呼びかけるか
→月2回職場新聞を発行して、職場前で配布行動を継続中
- ・不当解雇の撤回を求めて係争中だが、裁判が非公開 (Web) で行われることに。第1回期日で、裁判は公開で行うよう求める労働者側弁護士が発言に対して、櫻井佐英裁判長 (横浜地裁川崎支部) は「傍聴のために裁判をしているのではない」と発言。
→第2回裁判期日 (10月23日) 横浜地裁川崎支部前で「裁判の公開原則を守れ」の抗議行動を行った
- 第3回裁判期日 (2026年2月5日) も公開を求めたが、裁判所の指揮によりWeb裁判に
- ・国のハラスメント対策は雇用主に防止措置義務のみとなっている
→ILO第190号条約の批准を求める運動にも取り組みたい

ミニサーキットヨコハマ株式会社



創 業：1989年6月
(下平三弘氏が所属していた会社が倒産。その当時から担当していたMini-Circuits製品の販売業務を引き継ぐ為に創業。Mini-Circuits製品の正規専門代理店)
住 所：〒158-0083
東京都世田谷区奥沢5-27-5 魚菜ビル505号室
2階に倉庫あり
*魚菜ビル・・・雅居ビルで店舗と企業、一般住居が混在している。
資本金：1,500万円
受注高：700,000千円～800,000千円/年間
粗利率：社員へ公開していないが、20%弱と思われる
代表者：代表取締役 下平 三弘 (現在は月に1～2回の出社)
役 員：那須野 麻紀子 (下平代表の娘、主に総務、経理業務担当)
従業員：人事部長 那須野 弘守 (那須野 麻紀子の夫、会社のHP、展示会等担当)
営業技術課 (外勤の顧客対応) 3名
販売課 (内勤事務) 原組合員の他4名
販売課 (倉庫担当) 2名

職場の課題

- ・いわゆる家族経営の会社でワンマン
- ・労働者を人として尊重する風土がない
- ・パワハラや嫌がらせ (他の社員の前で大声で叱責を受けるなど)
- ・ミスを針小棒大に誇張させて懲戒処分を乱発
- ・モノが言えない雰囲気
- ・原組合員にだけ、読書レポートや日報を強要

業界の動向

- ・無線は社会インフラの一つであり、無線を管理する総務省から認定された無線機器しか国内では販売してはならない。(電波法で定められている)
- ・Mini-Circuits社製品の販売権は、日本ではMCヨコハマを含めて4社。以前はMCヨコハマとMRFでシェアを分けていたが、大手ネット販売会社が2023年から参入してからシェアを奪われ、価格競争も厳しくなってきた。
- ・競合先
①MRF...Mini-circuits社を含む総合高周波電子部品商社でMC製品販売シェアトップ
②世界的な大手ネット販売会社2社 (mouser, digi-key)

マイクロウェーブ展

毎年11月にバンフィコ横浜で開催される高周波機械と部品の展示会。
主催者：電子情報通信学会
後援：総務省

私たちの要求

- ①原組合員に対する不当解雇の撤回
- ②原組合員に対する懲戒処分、不当な配転と、それに伴う賃下げの撤回
- ③ミニサーキットヨコハマ経営者によるパワハラを根絶し、安心して働ける職場と労働条件の向上

字が小さくて
申し訳ありません!

